

資料 /

オリエンティック招致委員会予算 変更計画(案)

(単位:百万円)

区分 年度	支						出						財源						原状 の状況		備考
	広報費	渉外活動費	施設整備費	会議費	事務費	予備費	計	県交付金	市町村交付金(協力金)	県外寄付金	一般寄付金	JOC交付金	雑収入	計	県交付金(協力会)	県留保額					
63 決算	20	139	40	8	14		221	99	69	71	27		24	221	165	96					
元 決算	19	87	4	1	15		126	190	140	50	16		41	297	221	177		拡大招致委へ 171			
小計	39	226	44	9	29		347	289	209	121	43		65	518	386						
元 決算	33	194	11	7	20		265	64	64		10		20	94		113		前招致委より 171 2月補正(県交付金 64)			
2 現計画	143	470	13	10	47	4	687	348	101	247	80	230	28	687	134						
2 変更計画	392	542	15	9	57		1,116	443	101	342	80	554	12	1,116	229	0					
2 差額	249	172	3	-1	10	-4	429	95	95		324	27	-17	429	95			2月補正(県交付金 95)			
3 現計画	42	160	10	9	22	2	245	94	94	74	70		7	245							
3 変更計画	115	371	4	9	44	3	546	94	94	150	275	20	7	546							
3 差額	73	211	-6		22	1	301			76	205	20		301							
現計画	218	824	34	26	89	6	1,197	506	195	154	300	10	56	1,026	134						
変更計画	540	1,207	31	25	121	3	1,927	601	195	406	829	37	39	1,756	229						
差額	322	383	-3	-1	32	-3	730	95	95	76	529	27	-17	730	95						
計 現計画	257	1,050	78	35	118	6	1,544	795	275	520	300	53	121	1,544	520						
計 変更計画	579	1,433	75	34	150	3	2,274	890	275	615	829	80	104	2,274	615						
計 差額	322	383	-3	-1	32	-3	730	95	95	76	529	27	-17	730	95						

MJ14

招致委員会の決算状況

(継続的経理)

年度	収 入							合 計	支出合計
	交付金	負担金	前年度繰越金	小 計	寄付金	諸収入			
6 1		31,250,000		31,250,000		9,243	31,259,243	29,601,285	
6 2	30,000,000	178,153,000	1,657,958	209,810,958	11,027,840	27,431	220,866,229	218,995,729	
6 3	99,000,000	71,475,000	1,870,500	172,345,500	26,876,211	22,580,802	221,802,513	221,527,292	
元	254,000,000	50,000,000	275,221	304,275,221	25,687,093	62,650,204	392,612,518	391,142,610	
①	190,000,000	50,000,000	275,221	240,275,221	15,790,482	43,004,930	299,070,633	126,410,132	
②	64,000,000	0	172,660,501	236,660,501	9,896,611	19,645,274	266,202,386	264,732,478	
2	443,000,000	80,000,000	1,469,908	524,469,908	586,519,405	32,952,154	1,143,941,467	954,111,712	
3	94,000,000	150,000,000	189,829,755	433,829,755	492,321,052	32,741,522	958,892,329	740,689,264	
合計	920,000,000	560,878,000		1,480,878,000	1,142,431,601	150,961,356	2,774,270,957	2,556,067,892	

清算額 2,771,428 2,971,466
 繰上金 2,772,112,825 2,564,019,857

注：元年度の①は拡大前、②は拡大後を表す。
 多額経費

214/03/008
 13/12/2 XAACC
 2012.12.2 XAACC

オリンピック招致委員会に対する交付金及び寄付金の状況

MJ12

(単位：円)

年度	県交付金 a	長野県スポーツ 振興協力会寄付金 収納状況 b	備考
62	30,000,000 (3/21 20,000,000)	40,000,000	
63	99,000,000 (5/11 31,000,000 8/11 29,000,000 12/22 39,000,000)	154,637,394	415,500,787円
元	190,000,000 (4/22 70,000,000 7/16 120,000,000)	220,959,393	(4/22 100,000,000) 60.0円
	64,000,000 (8/24 64,000,000)		
2	443,000,000 (4/2 140,000,000 8/5 100,000,000 9/1 203,000,000)	258,451,093	1,200,000,000 2,000,000,000 (時給未定 0.3円)
小計	826,000,000	674,047,880	b/a=81.6%
3	94,000,000 (5/2 94,000,000)	9,508,500	2,679,000,000 (時給未定 0.9円)
合計	920,000,000	683,556,380 (3,439円)	

注1： 県交付金欄について、元年度の点線以下は拡大招致委員会に交付したものである。
 (5/11 31,000,000円)
 (8/11 29,000,000円)

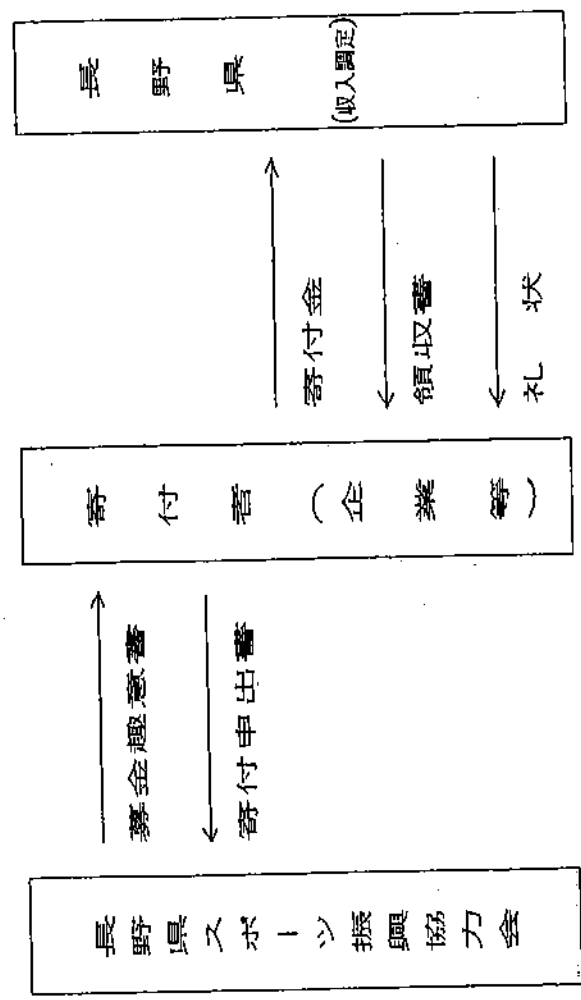
注2： 長野県スポーツ振興協力会の呼びかけによる寄付受納は、募金趣旨にそって幅広いスポーツ振興のための一般寄付歳入としたものである。

4-1(1) 寄付金の流れ及び寄付金の収入状況について

2 寄付金の収入状況

年度	件数	金額(円)
62	2	40,000,000
63	624	154,637,394
元	1,241	220,959,393
2	1,364	258,451,093
3	208	9,508,500
計	3,439	683,556,380

1 寄付金の流れ



4-1(2) 募金活動における県及び協力会の寄付者に対する関わりについて

昭和63年2月長野県におけるスポーツ振興の強化を図るため、募金活動を主な事業とする長野県スポーツ振興協会が設立され、県に寄付金を納付する趣旨での募金の斡旋活動が行われることとなった。
 長野県スポーツ振興協会の企業者に対する呼びかけにより、趣旨に賛同いただいた企業者からの寄付を県が受け、募金の趣旨にそって幅広いスポーツ振興のための一般寄付歳入としたところである。

第4回長野冬季オリンピック招致連絡会議事録

1989年 1月11日 16:00 ~ 17:40

長野冬季オリンピック招致連絡会議 (第4回)

1 日 時 平成元年 1月11日 (水) 16:00 ~
 2 場 所 法政区神橋1-1-1
 岸記念体育会館 (2階) 理事部3室
 電話 03(481)2286 (国際部外線)

3 出席者
 JOC側 岡野俊一 氏 JOC総務主事
 猪谷 千春 JOC委員
 鈴木 祐一 日体協専務理事
 山田 正彦 JOC常任委員
 広 聖太郎
 栗原 弘昌
 (事務局) 村越部長, 高橋課長, 原主事

長野側
 毛鑑 能 長野県副知事
 渡辺 文雄 " リンピック推進監
 池田宗兵衛 " 東京事務所長
 山岸 勲 長野市助役
 市村 勲 長野冬季オリンピック招致委員会事務局長
 小林 文志 長野市オリンピック年備事務局長兼
 長野冬季オリンピック招致委員会事務局長
 山口 成一 長野冬季オリンピック招致委員会広報渉外部長
 志田 隆一郎 長野冬季オリンピック招致委員会幹事
 (事務局) 牧野内課長

出席者 岡野総務主事、猪谷IOC理事、山田委員、慶委員、鬼教委員
 毛鑑副知事、渡辺オリンピック推進監、山岸助役、小林招致委員会次長、
 市村招致委員会事務局長、山口招致委員会広報渉外部長、
 池田東京事務所長、吉田氏、古越長野県教育次長

会議に先立ち、大行天皇の崩御に対し黙祷を行う。
 岡野総務主事より古越県教育次長の紹介。
 古越県教育次長自己紹介

岡野総務主事： それでは、議題に入ります。昨年は皆様のご協力により、招致活動を進めてきたが、新しい年になり残り2年半となった。次第に従い進めたい。まず報告事項として長野側より説明を願いたい。

◎ ANOC総会での招致活動報告
 山口部長： 別紙資料「第6回ANOC総会・ANOC理事会及びIOC理事会・NOCs合同会議」の説明。

岡野総務主事： なにか、補足事項はあるか。
 猪谷理事： 96年夏季大会候補都市の人々が来て招致活動を行っていた。特に、メルボルンは市長、議員等が多数来ており、ロビー活動を行っていた。長野の市長は都合により来られなかったが出来ることなら来て欲しかった。
 吉田氏の夫人と私の妻で、サマランチ会長夫人や他の夫人を昼食に招待し長野の印象づくりをした。

また、最終的なサマランチ会長の訪日が決定した。9月17日にソウルオリンピック1周年記念のためソウルに行く。18日に大阪空港に入り、関西の財界人と会う。19日に松本空港に入り、ヘリコプターで会場予定地を視察する。そして長野に入り、市長・知

◎ 終了後夕食会

17:30 ~ 「南国酒家原宿店 (本館)」
 政台町神志前 6-35-3 コアオリンピック
 Tel. 03-4600-0031

事を表敬訪問、上山田温泉で宿泊し20日に東京に行く、首相の表敬訪問、JOCとの懇談などを行う。21日にはオリンピック・ボウルに出席、22日に帰る。この事は決定と思って良い。

吉田氏 : IOC委員と会ったのは、ソカルに続き今度で2度目になる。約60名のIOC委員に会った。

山口部長 : 別紙資料「IOC委員・IF関係者等来日状況」について説明。

岡野総務主事 : これまでについて補足説明はあるか。

猪谷理事 : 関係者が来日した際には私に話をしてほしい、もし時間があれば長野に行き、挨拶をしたい。IOC委員の私が挨拶することは相手に対してよい印象を与えたいと思う。

岡野総務主事 : 今後、連絡がおりしだい委員の皆さんには知らせることにする。

◎オリンピック・エンブレムの使用について

小林次長 : 別紙資料「長野冬季オリンピック招致推進会の会パッチの作成について」の説明。

猪谷理事 : 入会時に金を取るのか。

小林次長 : 1,000円程度集める予定である。招致活動費の一部に充てるつもりである。

猪谷理事 : 結構なことだ。そのほうが支援するという気持ちになれる。

◎その他の報告事項

岡野総務主事 : その他の報告事項について説明を願いたい。

市村総長 : 閣議了解については補助率等の問題で文部省と折衝を続けている。従の映く頃には了解を取りたい。知事も新しい文部大臣に挨拶した。また市長も13日に挨拶に行く。

猪谷理事 : 自然保護問題については、昨年自然保護専門委員会を作り、検討を重ねている。23日に白馬の結果が出る。志賀の岩倉山については、県の自然環境調査委員会から中間報告が出た。まだ正式なものではないので、手順としては、最終報告が出たら招致委員会に報告をいたす。コースの変更については、その段階で専門委員会でも協議する。

猪谷理事 : 閣議了解について、私が政府から得た情報ではとても後の映く頃は無理な位である。具体的にどの位と考えているか。

市村総長 : 具体的に問題になっているのは、スピード・スケート会場について建設費の補助率を10/10で要望していることである。もう一点は名古屋の閣議了解の補助率である1/2を懸念するということである。補助率をめぐっての攻防をしている。しかし、あまり要望ばかりしていると、了解の時期が遅れてしまうので再度見直しを行い、最終的な結論を出す。24日以降に文部省から大蔵省に話をし、してもらい、その後閣議関係会議を開いてもらう予定である。

猪谷理事 : 自然保護問題は岐阜都市にとって非常に重大な問題である。自然保護団体の記事がヨーロッパに流れると合取りになる。変なニュースが流れないように気を付けて欲しい。

また、自然保護団体ではないが、1月8日に名古屋オリンピックをボイコットしたマキノという人物が私本で会議を行う。これに対して長野ではどう対応するか。

市村総長 : これには関心を持っているが、どう対応するかはまだ決めてない。

猪谷理事 : 十分に注意してほしい。

市村総長 : 新聞に載らないように注意する。

毛延副知事 : 共同の長野支局長とは充分に話をしている。事が大きくならないうちに早く手を揃えようように注意している。

岡野総務主事 : 報告事項を終わりたい。外に出での活動、国内での活動、それに伴っていくつかの問題点の報告を行ってもらったが、報道についてはなるべくマイナスイメージにならないよう注意してもらいたい。

猪谷理事 : 招致委員会では報道管制について充分に考えてもらいたい。

毛延副知事 : 自然保護運動については押さえてある。ただ、勤労者山岳連盟については組織が分裂しており、対応に苦慮している。招致委員会が表に出ると問題があるので異で対応している。

◎協議事項について

岡野総務主事 : それでは協議事項に入る。今のよう状況の中で招致活動を行

- 山口部長 : 別紙資料「1988年中の招致活動について」の説明。
- 猪谷理事 : アルベールビルに市長が行くのについて英語の出来る人を用意してもらいたい。記者は英語が喋れるか。私と吉田氏では、対応しきれない。
- バルセロナにも、市長に行っていたらきなり。サン・フアンには、ぜひとも行っていただきたい。また、OCAの語会があるからこれにも市長に行っていたらきなり、アジアのIOC委員に会っていただきたい。
- 岡野総務主事 : 市長が選挙で忙しいのなら、知事に行ってもらってもよいのではないか。
- 猪谷理事 : 知事が行っても問題ないと思う。
- 山口部長 : 国内での招致活動については、3月にアルベンスキー・ワールドカップ志賀大会がある。招致活動を進めている。11月には、NHK杯のフィギュアが神戸であり、12月には、スピードスケートのワールドカップが予定されているので招致活動を行う。

◎招致活動基本構想の策定について

- 山口部長 : 相対的なスケジュールの中で、なるべく早い時期に決めていただきたいことに、招致活動基本構想がある。閣議了解の時期に絡めて、策定に入っていたらきなり、連絡会の御指導をいただいた上で、基本構想検討委員会を作りたい。これは、有識者10名程度で組織し、なぜ長野でオリンピックをやるか、長野がオリンピック・ムーブメントにいかに関与するか、考えていただくものである。
- 岡野総務主事 : 皆さんの御意見を伺って決めなければならぬ。これは、招致活動に理論武装が必要ということか。また、行動計画の策定も含まれるものか。
- 毛延副知事 : 長野でオリンピックを行うことの哲学を作るものである。相手の心をゆすぶるような野えを作るものである。行動計画までは含まない。

- 岡野総務主事 : 招致委員会改組の後、おおぜいの皆さんに入っていたらきなり、行動計画を立てることにならう。猪谷、清川さんと相談の上、来年には、地区を分けて日本から訪問しなくてはならぬだろう。90年の東京総会で票固めをし、91年の投票まで持っていかなければならぬだろう。そのための理論武装として長野でなせオリンピックを行うかということのコンセプトを作るということですね。
- 猪谷理事 : これは、無駄なことではないか。国内の招致活動は余力効果がないと思う。
- 猪谷理事 : 哲学を作るということは、在野の評論家の食いつくテーマである。マスコミが一人歩きしてしまう。危険な作業である。反対する人が出るかも知れない。
- 山口部長 : 長野ではなく、日本でオリンピックを開くということを国民にPRしたほうが良いのではないか。
- 毛延副知事 : これは、国内のPRではなくIOC総会のプレゼンテーションの基になるものを作成するという意味である。
- 猪谷理事 : 閣議了解が取れると正式な招致委員会が出来る。このことは委員会の一部会で考えればよい。また、招致委員会の組織については、今から考えなければならぬ。IOC総会でのプレゼンテーションは誰でも良いが、賞賛の人間は長野招致についてすべて知っている人間でなくてはならない。これは今から決めなければならぬ。下手な人選はマイナスになる。
- 毛延副知事 : 招致活動する人の間でコンセプトの共通認識を持たなくてはならない。その為には作成するものである。
- 猪谷理事 : 概念として、構想は秘密には出来ない。マスコミから噂み付かれる。閣議了解の大使と話しをするとき、橋高や言葉の問題などが話題になり、なぜオリンピックをやりたいかという質問はしない。
- 毛延副知事 : これは、国内候補の時の延長として、考えたものである。
- 猪谷理事 : オリンピック関連の哲学は余り意味をなさない。
- 猪谷理事 : この問題は避けたほうがよい。IOCからは、人口、財政援助等ダイレクトな問題のみ聞かれる。

また、昨年 5月の国内候補地決定の際長野では資金については任してほしいと言ったが、実際は違ふようだ。どうなっているのか、ほんとに資金を用意出来るのか。

市村総長 : 資金計画については、見直しを行い当初より増やした。全体として11億5000万円位を考えている。具体的な資金計画も考えている。

猪谷理事 : IOC委員を呼ぶには早めに招請しなくてはならない。早めに資金計画を敷いて欲しい。

なお、海外を訪問するより、IOC委員を日本に呼ぶほうが効果がある。

三浦副知事 : 資金については、昨年の夏から民間に要請している。資金計画は事業計画が決まらないと作れないので、どの様な事業が効果的か連絡会で考えていただきたい。

阿野総務主事 : 具体的な事業計画を早急に詰めたい。

泉委員 : 4月25日～28日にIHFの総会がストックホルムである。世界選手権の期間中に行う。PRの演説をすることも可能かも知れない。

市村総長 : これは、皆さんの御意見を聞くとうと出したものである。電通が提出した案によるものである。

泉委員 : プレゼンテーションの案は一年くらい前に用意すれば良い。

廣委員 : 構想検討委員会の人選について経界・マスコミはどの様な人選を考えているか。

市村総長 : まだ、そこまでは考えていない。

◎その他
猪谷理事 : 一年後の1989年末か90年の初めには、IOCからNOCに対し立候補の照会が来、申し込みを行うと、その後一・二ヵ月後に質問事項が来る。これに10月頃に提出することになるだろう。その後12月から91年3月にかけて調査委員が訪問し、そのレポートが1991年5月に提出され6月の投票になる。時間が有るようであれば1991年5月を誰にするか等委員会の人選は急いだ方がよい。

阿野総務主事 : 閣議了解の時期もはっきりしない。体協・JOCも改選期である。この問題は皆さんの頭の中で考えていただくことにし、早急に行わないことにしたい。なお、将来の組織の在り方については、JOCの事務局とは、打ち合わせしておく。

泉委員 : マリオ・バスケスの扱いはどうするが、ソウルでは50票を左右したといわれている。

阿野総務主事 : 色々な見方はあるだろうが、吉田氏には紹介してある。私からもお願いはしてある。8月のサン・ファンのIOC総会の前後に訪問することも考えている。アディダスは以前力があつたが、今の会長は余り影響力がない。

猪谷理事 : 昨日、中国の何振梁からアルベルビルでのIOC理事会の後、長野を訪問したい旨子レックスが入った。しかし、私はアメリカのペイルにいかなければならぬし、冬の長野は見る所がないので4月に来てくれと話しておいた。

2月の大表の礼の際、皇族のIOC委員が来るかも知れない。もし、来る人がいたら、コンタクトを取り、長野に行っていたく。

(2)

- o pms-view / group 英格の心で職員1名を追加して1人。
- IOC 確 定
- o 1. 10月 10日 市会 新入式
- o 11月 10日 市会 新入式
- o 12月 10日 市会 新入式
- o 1月 10日 市会 新入式
- o 2月 10日 市会 新入式
- o 3月 10日 市会 新入式
- o 4月 10日 市会 新入式
- o 5月 10日 市会 新入式
- o 6月 10日 市会 新入式
- o 7月 10日 市会 新入式
- o 8月 10日 市会 新入式
- o 9月 10日 市会 新入式
- o 10月 10日 市会 新入式
- o 11月 10日 市会 新入式
- o 12月 10日 市会 新入式

招致活動基本方針、構想、最良案について

IOC 決定一切 招致方法を決定して実行する

1. 招致活動の地域を決定して、その地域に IOC を誘致する

2. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

3. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

4. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

5. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

6. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

7. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

8. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

9. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

10. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

(1)

- o 市会 10月 10日 市会 新入式
- o 市会 11月 10日 市会 新入式
- o 市会 12月 10日 市会 新入式
- o 市会 1月 10日 市会 新入式
- o 市会 2月 10日 市会 新入式
- o 市会 3月 10日 市会 新入式
- o 市会 4月 10日 市会 新入式
- o 市会 5月 10日 市会 新入式
- o 市会 6月 10日 市会 新入式
- o 市会 7月 10日 市会 新入式
- o 市会 8月 10日 市会 新入式
- o 市会 9月 10日 市会 新入式
- o 市会 10月 10日 市会 新入式
- o 市会 11月 10日 市会 新入式
- o 市会 12月 10日 市会 新入式

招致活動基本方針、構想、最良案について

IOC 決定一切 招致方法を決定して実行する

1. 招致活動の地域を決定して、その地域に IOC を誘致する

2. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

3. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

4. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

5. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

6. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

7. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

8. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

9. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

10. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

自然 (招致)

招致活動基本方針、構想、最良案について

IOC 決定一切 招致方法を決定して実行する

1. 招致活動の地域を決定して、その地域に IOC を誘致する

2. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

3. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

4. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

5. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

6. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

7. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

8. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

9. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

10. IOC を誘致するにあたって、その地域の魅力をアピールする

④

昨、訪ねて呼んだ方、効果的。

去年夏から、財界へ大島力要請、予算外先行投資は好き、事業計画の基になる金を叩いた。

培陽村商會早く立て、実果的に金を使った。

藤巻

毛河

岡野

本年今迄 IOCの案内

4月 大印

10月 質向書 回答

地租抽呈

総会

岡野

早急口存止之心は在り、翌年中に入工は、

組織の整備を以て、

人間関係もつた加え、今年後半から出た先行投資

1724人、早急の申し立て、50要請の申し立てがなされた。

吉田氏分會の、

岡野は、高橋幹三と有つて、

又、早急の自発的投資も、

11月、早急の投資も、

岡野

藤巻

IOC 6人の急務

毛河、大島、

岡野、高橋、

早急、

毛河、大島、

岡野、高橋、

早急、

1960年、

1960年

取扱注意

長野冬季オリンピック関係省庁課長会議に係る打合せ会

平成2年5月18日

PM.2:30 ~ 4:30

総理府3階特別会議室

1.出席者

内閣府審議官 飛田、橋本、田中内閣審議官 藤野、稲村、新美内閣事務官
 文部省 競技スポーツ課長、田原課長補佐、国際交流係長、柳沢研修員
 外務省 文化第2課長、小田切嘱託員
 長野 総長（招委）、リビック推進室長（県）、総務部次長（市）
 渡川課長補佐（県総務部）、黒原主事（招委）

2.議事概要

副審議官 招致活動について、各省庁にも併々承知していただく必要がある。招致委員会での個別対応ではロスも多く困難である。事務局活性化のため、関係省庁会議開催の要があり、文部・外務の意向でもあるので、内閣審議室が会議を主催するシステムである。主だった人で、会議の進め方、説明事項等について打ち合わせたい。これが本日の会議趣旨である。

（内閣審議室→文部省→外務省→長野関係者の順で自己紹介）

副審議官 22日の会議は、昨年の開議了解時以降の状況説明について考えている。①として質問書の問題。各省庁絡みの問題であり、長野のプランがどうなのか。②として招致活動について。具体的に外国でも活動が行われており、総理の外遊時における発言もある。招致委員会、外務から報告をしてもらいたい。また、今後の課題や今ほどのプランとの関わりについてどうなのか。③として28日予定の総会対応について。

文部省 最初に、昨年の開議了解後、階層コースの変更問題があった。開議了解時と若干変わった部分も出てきているので、この流れについて説明が必要。

長野 地元提出の配布資料に基づき説明（省略）

文 部 省 この要開書では直接関係のない省庁もあるが、開催が決定すればほとんど全ての省庁が絡んでくる。招致のパフレットで適当なものはあるか。今後大臣の外遊等の際、抑っていってもらえればいい。各省庁にお願いしたらどうか。せきるだけパフレット等の活用を。

(F I S 総会用作成パフレットを回覧)

副総務官 スポーツ職連での大嘗祭の話とは何か。

長 野 本年の第 6 次 I O C 東京総会は、1996 年夏季大会の決定に係る競争がある。したがって冬季大会で、しかも地元の長野が余り突出してもまずいとの判断もある。そこで、職員が対応するのなら問題ないのではと。大嘗祭には大勢の V I P が来目するので、職員が対応したらとの提案があった。

副総務官 その中にスポーツ関係者はどうなのか。

外 務 省 特にスポーツを念頭には置いていない。たまたまスポーツに影響力のある人物、I O C 委員でもいれば、接触することはいいことだ。

文 部 省 職員を割り当て、各々やったらどうかという発想。

総務官 基本的には I O C 委員の投票で決まること。V I P といっても招致活動として価値があるかどうか。それで活動したと安心しては駄目だ。名古屋と同じ轍を踏まないよう、キーポイントをきちんと押さえることが大事。財政面では、民間から集める金はどうなっているか。

長 野 今年から明年 6 月までで 1.5 億円。県内商工会議所を中心に予想以上に集まってきている。今後中央財界へも依頼していきたい。J O C からは経団連一本ではなく、業種別にやった方がいいとの助言である。目標を決めお願いしていきたい。財政的には、市町村からの負担金収入。県からは寄付金を一旦県の会計に入れ、プラスアルファして交付金を出している。その他友の会の入会費(1人1,000円)がある。会員は10万人を越える。なお監査については、地元銀行から人を派遣してもらい、きちんと処理している。

文 部 省 政府の対応といっても I O C 委員個人には難しい。政府要人に

対し、委員へよろしく伝えられたいという程度になってしまう。

長野 その他補足説明（省略）

文部省 質問は19項目が基本になる。長野の回答がスケジュール的にどうなるかだ。

外務省 回答は長野市が提出するもの。省庁が出すのではない。厳密に措めない方がいい。まじめにやると損なものしかできない。

文部省 名古屋の例では省庁の対応に苦労した。本日の国会でも新幹線問題が出たようだが。

外務省 例えば質問書の記念硬貨発行にしても、官庁とすれば現段階ではわからないとなってしまう。余り良心的にやると悪影響が出る。その辺文部省に頑張ってもらい、前向きな回答ができるようにしないと。普段の役所仕事の感覚ではまずいだらう。

文部省 記念硬貨については、東京、札幌時のものとは違うようだ。

10%をIOC取入にするというもので、現状では困難な問題がある。

外務省 招致委員会の実行委員会、常任実行委員会等、会合のあり方、構成メンバー等に課題がある。余り機能的でない。招致活動について、関係者が十分な目的意識がないまま思いつきでやっていることはないか。国会決議や大嘗祭等も結構だが、一生懸命やっていることが自己満足に終わっていないか心配だ。個人的に思うには、①として実働部隊の問題。いかに総理が言っても実効の点でどうか。今までの猪谷、吉田、知事、市長の他に加賀美大使が加わったわけだが、在外公館等も含めこうした部隊の十分な活用が大事だ。②として、そのための後方支援部隊の問題。日福調整や情報分析等、実働部隊を助かす作戦計画をつくる部隊が必要だ。また、資金的手当、環境等の困難な問題の対応、根回し、雰囲気づくり等、招致活動全体のロジを担当する部隊も必要である。国会決議や総理の発言は、この雰囲気づくりにはなる。22日の関係省庁会議の位置付けも、雰囲気づくりの側面や鉄砲の玉づくりの土台づくりと位置付けたい。省庁が小崩になって、省庁の了解がないと活動出来ないようでは困る。今日のような会議を頻繁に開いて、大いに招致推進に努めないといけない。会議につ

いては、屋上屋ではいけないし、招致委員会もその対応で力をそがれる。22日の省庁会議はそういう理解がほしい。つぎに、招致委員会はやることが多いのに人が少ない。それに長野と東京で離れている。人員の増加と東京への権限委譲が必要だ。

長野 東京本部の充実について考えている。猪谷IOC理事からも指摘があった。中央基金の関係もあり、スタッフの問題も含めて検討中である。

文部省 当初、常任実行委員会を実質的な招致活動の要と考えていたが、大きくなりすぎて、あの場では話ができない。考えないといけない。それとJOCがIOC東京総会で力をそがれている。総会が終わればJOCの中から実働部隊に入ってこれる人がいる。

外務省 環境問題がようやく落ち着いてきたが、あと1年である。なんとかやらないといけない。

文部省 22日の関係省庁会議の筋取りを内政審議室によく願う。外務からは先租の留を。

外務省 招致活動は選挙運動も同様だ。質問書の重要度はどうなのか。

文部省 IOC委員の判断の参考となる。

長野 調査団の報告書もある。プレゼンテーションも判断材料になる。これがかなり影響あるともいう。何度も立候補しているエステルズンドが同僚を集めるかもしれない。要は委員がどう判断するかだ。

外務省 質問書で細かいことまでやる必要はない。招致活動の難しさは、投票者が個人の資格で自由であることだ。

審議官 猪谷氏も立場上はIOC委員に自国への招致を働きかけるのは、本当はまずいのだろう。長野は知名度も低く、大袈裟な覚悟で臨んでもらいたい。

文部省 結果は最後までわからない。絶対有利と言われていて負けた名古屋の例がある。

審議官 私自身はソウルが出てきたとき、その置かれている政治的情勢等から日本は勝てないと思った。

文部省 良い情報しか入っていなかった。これは1つの教訓である。IOC委員の個人投票である以上、予測は困難である。

外務省 外交辞令もある。

副審議員 交通関係や競技施設等の関係はどうか。

長 野 外国から来る選手、観客等の移動・受け入れが1つのポイントになる。施設については、一部を除いてほとんどか決まってからの整備になる。現在のところは、現地で図面により説明している。

副審議員 施設に対する国の経費についての了解付けはどうか。

長 野 国議了解で方向付けをいただいている。既設や仮設施設でできるものは対応する。当初案より見直し等により縮小してきている。

副審議員 概ね理想的な施設といえるものか。

長 野 質問書にもあるが、I Fの承認をとる。ボブ・リ्यूージュ、バ
イアスロン競技については、各々指導を受けた。その他の競技に
ついては、具体的技術指導をプランが固まり次第見てもらってお
願いしたいと考えている。

文部省 屋内リンクについてはカルガリーが初めてだが、今後のオリン
ピック招致ではこれが決め手になると言われている。

長 野 他の立候補都市では計画していないものもあるが、やはり不利。

副審議員 よく知らないで投票となれば、そうしたことが判断材料になる。

文部省 夏季競技の委員ではわからない。だから難しい。

外務省 最後は常職的な範囲でいくことになるう。冬季競技とは全く関
係ない国の委員もいるのだから。

副審議員 全体としての印象、知名度が大きい。

外務省 I O Cへの貢献ということでは、オリンピックミュージアム建
設に対する国内企業の寄付等もある。こういうことも回答に織り
込めないか。

副審議員 22日の提出資料についてはどうか。

長 野 国議了解後の状況や今後のスケジュール等について。質問書の
各省庁所管に関する関係は、今後文部省と相談していきたい。

外務省 先程の発言を会議の席で申し上げよう。

副審議員 パンフレットを用意してもらおう。その他も含め、各省庁に協力
して欲しい旨依頼する。

長 野 当日他の用件で副知事が上京するので、挨拶をさせてほしい。

副審議員 認める。

文 部 省 総会の対応について。総理、大臣等への出席案内が出ているが、文部省で判断出来ない。設立時には官房副長官、文部事務次官が祝辞代読をしている。国会日程から当日の出席は困難と思うが、
副 議 官 各省横並びの意識がある。関係省庁会議で一堂に会した際、確認することが必要。

長 野 祝辞については、総理、文部大臣、体協会長を考えている。

文 部 省 体協よりJOCをいれないのはおかしい。その辺よく詰めて欲しい。総理と文部大臣以外には出番がないことも承知しておいてもらわないと。議事内容も事務的語であるので。

副 議 官 出番がなければ大臣の出席はない。

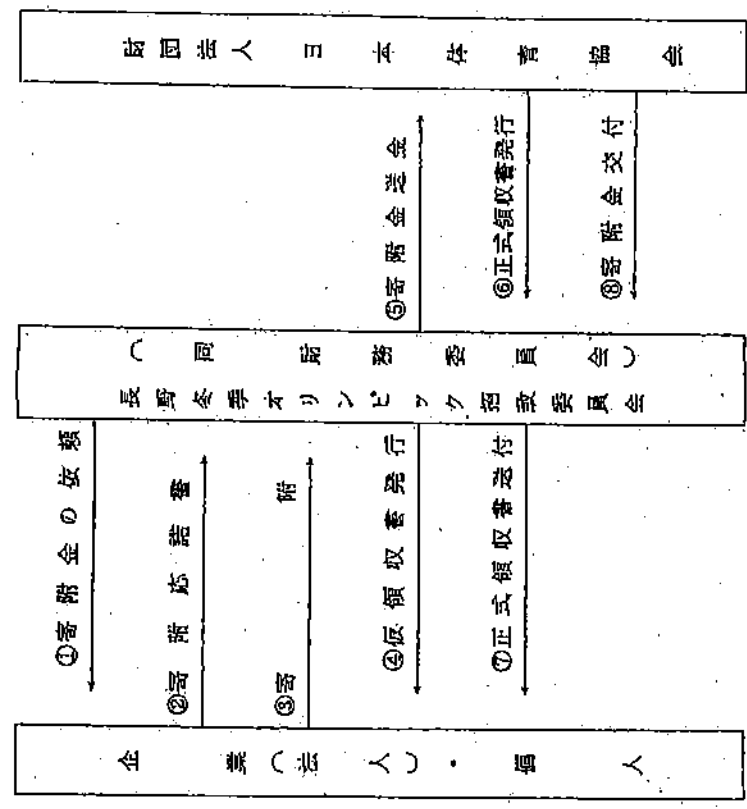
文 部 省 関係省庁会議で、総会をこう進めるといふ語をすればよい。

副 議 官 関係省庁会議の資料については、本日の内容を揃まえて、修正等があれば直して提出されたい。

以上

(参考)

募金の流れ



長野冬季オリンピック招致活動資金募金の取扱いについて

「長野冬季オリンピック招致活動資金募金」は、1998年に開催される「第18回オリンピック冬季競技大会」の長野招致活動に必要な資金の一部を寄附金として御協力をお願いします。

寄附金の取扱いにつきましては、次のとおりでありますのでよろしくお願ひ申し上げます。

- 1 税法上の取扱い
 本寄附金は、法人の場合、特定公益増進法人に対する寄附金として法人税法第37条第3項第3号の規定により損金算入の対象となります。また、個人の場合には、特定寄附金として所得税法第78条の規定により、寄附金控除の対象となります。

(※送上の書類を交するときは、署名等)
 本書面について上記の取扱いを認める場合は、寄附金受取人としての財団法人日本体育協会の取扱いを認めてください。

- 2 寄附の応募
 寄附の応募につきましては、大変お手数ですが「寄附応募書」にご記載をお願いいたします。

- 3 寄附金の納入方法
 寄附金は、長野冬季オリンピック招致財務委員会を經由して、財団法人日本体育協会が受納します。

納金は、財務委員会作成の所定の振込用紙により金融機関へ振込みをお願いいたします。(又は財務委員会開設の指定口座へ直接振込みをお願いいたします。)<口座 口座番号 59901 551 長野オリンピック招致財務委員会>

- 4 領収書の発行
 寄附金が納入されたときに財務委員会は仮領収書を発行します。
 また、特定公益増進法人としての財団法人日本体育協会の領収書は、諸事務処理後に発行送付となります。

(お問合せ先：事務局)
 長野冬季オリンピック招致財務委員会財務本部
 〒102 千代田区平河町2-16-15 北野アームス内
 TEL 03-5275-0370 FAX 03-5275-0635
 長野冬季オリンピック招致委員会事務局
 〒380 長野市緑町1613 長野市役所内
 TEL 0262-35-2000 FAX 0262-33-2004

免 税 募 金 の 手 引

財団法人 日本体育協会

目 次

1 加盟競技団体、同地方団体の募金について..... 1

1) 募金の対象事業

2) 寄附金の損金算入限度額（免税限度）

3) 寄附金募集の対象

4) 寄附金募集の手続

5) 免税募金取扱いに関する経理処理

6) 寄附金の損金算入例..... 6

2. 申請・報告様式..... 6

1) 寄附金募集事業承認申請書..... (様式-1)

2) 寄附金免税取扱依頼書..... (様式-2)

3) 寄附金募集事業増額承認申請書..... (様式-3)

4) 寄附金募集事業完了報告書..... (様式-4)

3. 参 考..... 50

1) 免税募金に関する税法令沿革..... 50

は じ め に

本会は本会および本会加盟団体が実施するスポーツ振興事業を推進するため、
 国および公益競技団体等から交付される補助金とこれに対応する自己資金の増
 大と確保に努めている。

この財政確立計画の一段階として幸いにも本会事業の公益性が関係各方面に
 認められ、昭和46年度に法人税法、所得税法、租税特別措置法において、試
 験研究法人（63年度税制改正により「公益の増進に著しく寄与する法人」に改
 められた）としての適用が認められ、所謂 免税募金（昭大蔵大臣の指定寄附
 金と異なる）の措置が講じられた。これにより、本会が中心となり本会をほじ
 め本会加盟の競技団体および同都道府県体育協会はそれぞれ自己財源調達のため
 募金を行なっている。

各加盟団体は、昭和46年に取替した本会の免税募金対象団体としての資格
 を充分認識され各団体の実施されるスポーツ振興事業の自己資金調達に有効に
 活用していただくため本書を作成した。

$\frac{25}{100}$ に相当する金額をとえる場合には当該 $\frac{25}{100}$ に相当する金額)

B. 1万円

- ③ 相送財産を贈与した場合の相続税の免税(相続特別措置法第70条の2) 相続又は遺贈により財産を取得した者が当該取得した財産をその取得後当該相続に係る相続税法第27条第1項(相続税の申告書)又は第29条第1項(相続財産法人に係る財産を与えられた者に係る相続税の申告書)の規定による申告書(これらの申告書の提出後において同法第3条の2の規定により取得した財産については、当該取得に係る同法第31条第2項(修正申告の特例)の規定による申告書。以下この条において同じ。)の提出期限までに届くは地方公共団体又は民法第34条(公益法人の設立)の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人のうち教育もしくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定められるものに贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第76条の6までにおいて同じ。)をした場合には当該贈与により当該贈与をした者、又はその親族その他これらの者と相続税法第64条第1項(同族会社の行為又は計算の否認)に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

3) 寄附金募集の対象

- ① 加盟競技団体…中央財界の特定会社(競技会社)及び個人
- ② 加盟地方団体…地方(県内)財界の特定会社(緑地会社)及び個人
- 4) 寄附金募集の手続

<寄附金募集承認申請書の提出>

各加盟団体は当該年度寄附金募集計画を別紙様式により作成し日本体育協会の提出する。

日本体育協会は、申請内容の審査を諮務委員会に諮問し同委員会の答申に基づき、体協理事会にて決定し各団体に通告する。

1. 加盟競技団体、同地方団体の募金について

- 1) 募金の対象事業
 - ① 法人基本金……1500万円を限度とし年度別別割額を原則とする。
 - ② 加盟団体の必要とする体育施設等取得に要する資金……土地購入費及び建築費であり維持管理費は含まない。
 - ③ 社会体育振興等に關する事業資金……本会の委託及び補助事業に必要とする自己資金ならびに加盟団体独自で実施する社会体育振興に資する事業の資金。
 - ④ 募金事務費……寄附金募集経費の10%以内とする。
 - ⑤ 公認会計士監査報酬……本会加盟団体規程に基づく公認会計士監査の報酬。

2) 寄附金の損金算入限度額(免除限度)

- ④ 法人よりの寄附金に對する免税限度額(法人税法施行令第73条)
 - A. 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等(次号に掲げるものを除く)次に掲げる金額の合計額の $\frac{1}{2}$ に相当する金額
 - a. 当該事業年度終了の時点における資本等の金額を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の $\frac{25}{1000}$ に相当する金額
 - b. 当該事業年度の所得の金額の $\frac{25}{100}$ に相当する金額

B. 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち、資本の金額または出資金額を有しないもの 当該事業年度の所得の金額の $\frac{25}{100}$ に相当する金額

C. 公益法人等 当該事業年度の所得の金額の $\frac{30}{1000}$ 私立学校法第3条(定義)に規定する学校法人または社会福祉事業法第22条(定義)に規定する社会福祉法人については $\frac{50}{100}$ に相当する金額

⑤ 個人よりの寄附金に對する免税限度額(所得税法第78条)

居住者が各年において、特定寄附金を支出した場合において、第1号に掲げる金額が第2号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額をその者のその年の総所得金額、退職所得金額、または山林所得金額から控除する。

- A. その年中に支出した特定寄附金の額の合計額(当該合計額がその者のその年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の

香附金の積立事入に関する明細書		公益法人等の場合	
年次	月次	公益法人等の場合	公益法人等の場合
1	1	借入金(2000)	借入金(2000)
2	2	当座預金(3000)	当座預金(3000)
3	3	その他の費用(1000)	その他の費用(1000)
4	4	計	計
5	5	1000	1000
6	6	1000	1000
7	7	2500	2500
8	8	1000	1000
9	9	1000	1000
10	10	1000	1000
11	11	1000	1000
12	12	1000	1000
13	13	1000	1000
14	14	1000	1000
15	15	1000	1000
16	16	1000	1000
17	17	1000	1000
18	18	1000	1000
19	19	1000	1000
20	20	1000	1000
21	21	1000	1000
22	22	1000	1000
23	23	1000	1000
24	24	1000	1000
25	25	1000	1000
26	26	1000	1000
27	27	1000	1000
28	28	1000	1000
29	29	1000	1000
30	30	1000	1000
31	31	1000	1000
32	32	1000	1000
33	33	1000	1000
34	34	1000	1000
35	35	1000	1000
36	36	1000	1000
37	37	1000	1000
38	38	1000	1000
39	39	1000	1000
40	40	1000	1000
41	41	1000	1000
42	42	1000	1000
43	43	1000	1000
44	44	1000	1000
45	45	1000	1000
46	46	1000	1000
47	47	1000	1000
48	48	1000	1000
49	49	1000	1000
50	50	1000	1000
51	51	1000	1000
52	52	1000	1000
53	53	1000	1000
54	54	1000	1000
55	55	1000	1000
56	56	1000	1000
57	57	1000	1000
58	58	1000	1000
59	59	1000	1000
60	60	1000	1000
61	61	1000	1000
62	62	1000	1000
63	63	1000	1000
64	64	1000	1000
65	65	1000	1000
66	66	1000	1000
67	67	1000	1000
68	68	1000	1000
69	69	1000	1000
70	70	1000	1000
71	71	1000	1000
72	72	1000	1000
73	73	1000	1000
74	74	1000	1000
75	75	1000	1000
76	76	1000	1000
77	77	1000	1000
78	78	1000	1000
79	79	1000	1000
80	80	1000	1000
81	81	1000	1000
82	82	1000	1000
83	83	1000	1000
84	84	1000	1000
85	85	1000	1000
86	86	1000	1000
87	87	1000	1000
88	88	1000	1000
89	89	1000	1000
90	90	1000	1000
91	91	1000	1000
92	92	1000	1000
93	93	1000	1000
94	94	1000	1000
95	95	1000	1000
96	96	1000	1000
97	97	1000	1000
98	98	1000	1000
99	99	1000	1000
100	100	1000	1000

② ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

＜寄附金の納入、配分交付＞
各加盟団体は当該年度寄附金募集計画の査定通達に基づき寄附金募集を実施する。寄附金受領の際にそれぞれ別の団体で仮領収証を発行し、当該寄附金を日本体育協会に納入する。日本体育協会は正規の領収証を各団体を託して寄附者に提出し仮領収証と交換する。
※ 納入された寄附金額は当該団体への交付金として交付するが、その際免税額取扱いに係る本部事務費として交付金額の3%を控除し、同受領分の税額取扱いを添付交付する。
本部領収証を添付交付する。
＜寄附金配分交付額の確定及び寄附金募集事務報告書を別添様式各加盟団体は当該年度終了後30日以内に寄附金募集事務報告書を別添様式に基づき作成の上日本体育協会に提出する。
日本体育協会は、決算報告書内容の審査を総務委員会に諮問し、同委員会の答申に基づき体協理事會にて各加盟団体の決算を確定し各団体に通過する。
前述の決算報告書内容の審査については総務委員会が年度当初の募金申請決定通過を参照の上、年間事業の執行内容及び経理の執行内容を適正に執行されているかを審査し、体協理事會に答申するものとする。
5) 免税募金取扱いに関する経理処理
＜特別会計の設置＞
この募金事業執行については別途特別会計にて処理いたします。
＜募金特別会計の経理処理＞
募金特別会計内にて募金充当事業の経理処理を行わない場合は事業を実施する会計に〇〇事業引当繰入金として募金会計より繰入れ、決算報告書に繰入金会計の收支決算（収支明細記載）を添付し報告いたします。又募金実施に要する募金事務費は下記科目として寄附金募集総額の10%以内とする。
＜募金事務費科目＞
本部事務費……免税募金取扱い額の3%
印刷費……募金懸憑書、報告書、依頼書資料等
会費……財務委員会等募金推進会議
賃借……募金事務経理に要する賃金
旅費……募金推進寄進総旅費
通信費……募金推進寄進通信費

(様式-1) 発行年 月 日

財団法人 日本体育協会
会 長 殿

(2) 個人の場合	630,000.00円	
年間給与	324,480円	一般の控除対象配偶者 あり
年間社会保険料	18,000円	一般の扶養親族 2人
共済等損金	115,000円	老人扶養親族 1人
年間生命保険料	6,000円	
年間損害保険料	12,000円	
長期	4,520,000円	(630,000.00円×90%-1,050,000.00円)
a 給与所得控除後の給与の金額	180,000円	
b (1) 小規模企業共済等掛金の控除額	50,000円	
(2) 生命保険料の控除額	14,000円	
(3) 損害保険料	151,000.00円	(290,000.00円×5+60,000.00円)
(4) 配偶者、扶養親族、基礎控除及び障害者等の控除額	324,480円	
(5) 社会保険料控除額	191,648.00円	
a - b = 270,300.00円 (520円切捨)		c
c に対する年税額	36,650.00円	(270,300.00円×18%-120,000.00円)
① 上記の人が100,000.00円の寄付をした場合		
寄付金控除額	90,000円	
a. 4,620,000.00円 - b 191,648.00円 - 寄付金控除 90,000.00円 = 2,613,000.00円 (520円切捨)		
年税額	350,300.00円	(40円切捨)
c に対する年税額増減	△162,000円	
実支出額	83,800円	

団体名
会長名

昭和 年度 寄附金募集事業承認申請書

標記について、下記により募金事業を実施したので承認方申請いたしました。

- 1. 寄附金充当事業事業計画明細書 別記
- 2. 寄附金充当事業収支予算明細書 別記
- 3. 免税寄附金募集計画書 別記
- 4. 添付書類 別記

- 1) 全体事業計画書
- 2) 全体収支予算書

(注) 添付書類は当該年度各加盟団体がなう全ての事業に対する計画及び予算書を添付願います。

第6回体協会計発第 129号
平成7年 1月26日

長野地方検察庁
検察官検事 保 倉 祐 殿

財団法人 日本体育協会
会計課長 小寺重利

捜査関係事項照会に対する回答について

平成7年1月9日付、長地公第5号文書により照会のあった件につき
下記により回答致します。

記

1. 寄附金募集事業の取扱い対象
長野冬季オリンピック招致委員会
会長 吉村 午 良

2. 取扱いの期間 平成2年度及び同3年度

3. 寄附金取総額及び交付金交付総額 991,377,382円
(内訳) 平成2年度寄附金総額及び交付金総額 828,469,382円
平成3年度寄附金総額及び交付金総額 162,908,000円
23,000,000円

4. 寄附金募集事業取扱い方法
【免税募金の手引】により本会加盟団体と同様の形で取り扱ったが
本会に納入する本部事務費は免除とした。

5. 大蔵省への報告の有無

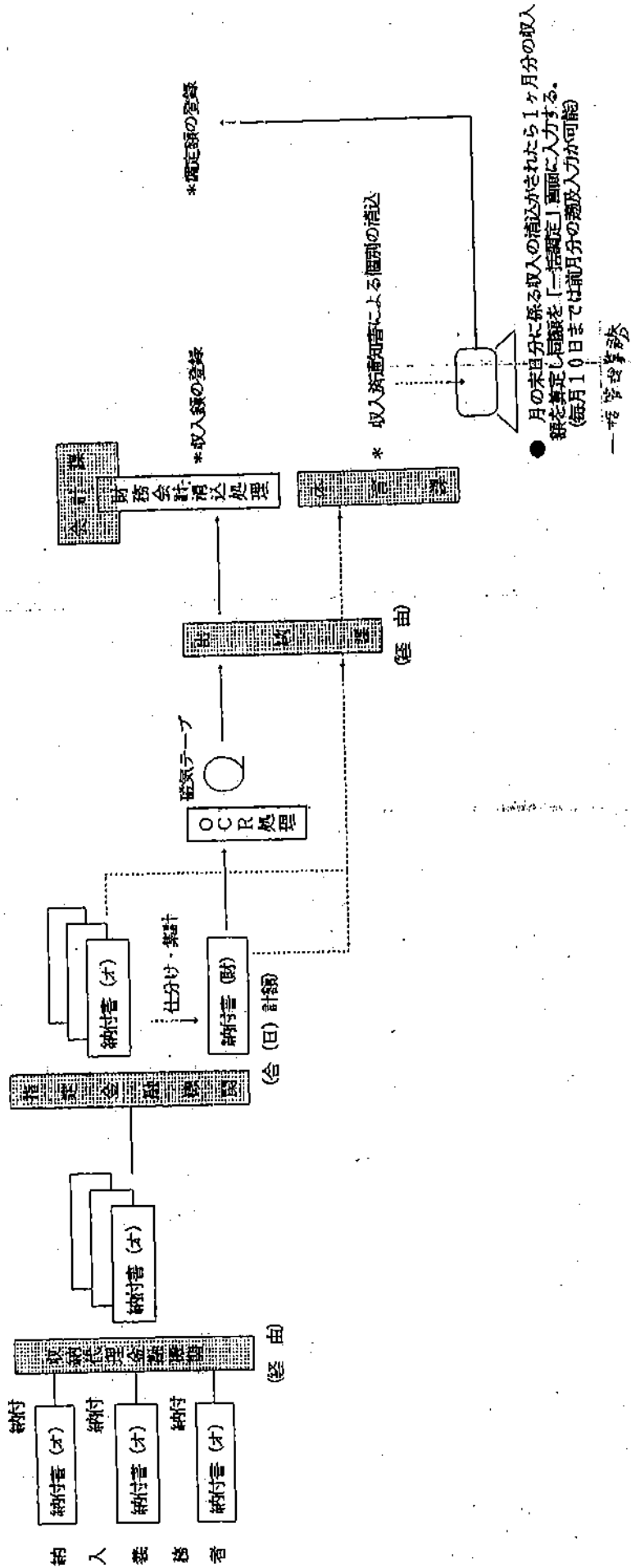
大蔵省への報告は行ってない。
但し、本会寄附行為に基づき年度収支決算書及び事業報告書に含め
文部大臣に報告している。

6. 添付書類

- ・ 免税募金の手引 別添-1
- ・ 寄附金受入及び交付金交付明細 別添-2
- ・ 平成2年度寄附金募集事業関係書類(写) 別添-3
 - ・ 寄附金募集事業承認申請書・同承認書
 - ・ 寄附金募集事業増額承認申請書・同承認書
 - ・ 募金免税取扱依頼書(寄附者及び寄附金額記載)
 - ・ 交付金振込受取書
 - ・ 交付金領収証
 - ・ 寄附金募集事業完了報告書
- ・ 平成3年度寄附金募集事業関係書類(写) 別添-4
- ・ 平成2年度同様

但し、当該年度は増額承認申請は行ってない。

事務処理フローチャート



● 月の末日に係る収入の消込がされたら1ヶ月分の収入額を算定し同額を「一括確定」画面に入力する。
(毎月10日までは前月分の繰入金が可能)

— 給与事務

63. 非 1.1/2

業務名	会計	科目			目			備考				
		款	項	目	節	年度	分					
		科目	目	節	年度	分	備考	科目	目	年度	備考	
心身障害者扶養共済事業	特別	掛金収入	掛金収入	掛金収入	現	年度	分	03	01	01	90289	障害福祉課 *収入金移動処理用
	特別	掛金収入	掛金収入	掛金収入	滞納繰越	分		03	01	02	90288	障害福祉課 *収入金移動処理用
徴収委託業務の還付金支出	一般	使用料及び手数料	使用料	教育使用料	県民文化会館の使用料			06	01	05	90589	文化課 *還付金戻出処理用
	一般	使用料及び手数料	使用料	教育使用料	創造館の使用料			06	01	06	90598	文化課 *還付金戻出処理用
	一般	使用料及び手数料	使用料	教育使用料	信濃美術館の使用料			06	01	07	90597	文化課 *還付金戻出処理用
宝くじ収入	一般	雑収入	収益事業収入	宝くじ収入	宝くじ収入			12	06	01	99701	財形課
繰上現金運用利子	一般	雑収入	繰上現金収入	繰上現金収入	繰上現金収入			12	02	01	99907	会計課 特別会計への 収入受取用
	一般	雑収入	繰上現金収入	繰上現金収入	繰上現金収入			09	01	03	99098	体育課

長野県スポーツ振興協力会基金申出入金状況

平成2年1月8日現在

地区	申出金額 千円	地域別				単位:千円			
		長野	篠ノ井	松代	川中島	更北	信濃	信州新町	幸礼
北信	149,446.5 (目標7,500千円) (209.0%)	124,575.5	6,440	1,792	1,427	1,230	82	155	580
		290	380	710	275	290	—	180	180
		230	—	180	3,850	130	720	120	1,350
		—	500	1,650	1,350	—	500	2,100	200
		300	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
東信	12,505 (目標1,950千円) (64.1%)	4,990	1,900	1,400	310	120	320	100	
		1,650	1,310	200	—	—	—	—	
		—	—	205	—	—	—	—	
中信	1,547.18 (目標3,000千円) (4.0%)	300	70	400	20	230	120.18	121	
		50	—	236	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
諏訪	6,360 (目標13,000千円) (48.9%)	650	1810	1,100	2,800	—	—	—	
飯伊	— (目標12,000千円)	—	—	—	—	—	—	—	
計	169,858.68 (目標15,000千円)	—	—	—	—	—	—	—	

企業・団体名	申出金額	備考	企業・団体名	申出金額
八十二銀行	130,000千円	別に社員分12,000千円	長野県自動車販売店協会	15,000千円
長野県信用金庫協会	60,000		信濃毎日新聞	4,000
長野県信用組合協会	20,000		信越放送	6,000
長野銀行	20,000		長野放送	5,000
長野県銀行協会	2,880			
辰 協	20,000			
長野県医師会	15,000			
生命保険	5,000			
損害保険	4,600	残40万、近い内申出		
中部電力	20,000			
関西電力	10,000			
東京電力	10,000			
計	347,480 (101.1%)	(目標344,000千円)		

申出金額合計 517,338,680円 (1103.5%)

入金状況 (H1.12.31現在) 301,756,000円 (60.4%)

計
但し、長野県
信濃毎日新聞
(12.2%)

左割込
NTT 20
JR 10
直送 8
その他 5
TSB 5
銀行協会
約1

長野県スポーツ振興協力会基金申出入金状況 平成3年 1月22日現在

地区	申出金額	地 域 別				単位：千円			
北 信 目 額 7150万	155,026.5 (216.8%)	長野	127,575.5	穂ノ井	6,450	松代	2,911	川中島	1,427
		更北	1,230	信更	82	七二会	155	信州新町	580
		若穂	290	豊野	380	信濃	700	牟礼	275
		三水	230	戸隠	461	荒無里	180	小川	180
		中条	130	上山田	720	大岡	120	須坂	3,850
		小布施	300	高山	500	中野	1,650	山ノ内	1,350
		木島平	300	野尻温泉	700	飯山	2,100	豊田	200
		上田	8,379	佐久	1,905	小諸	1,400	箕月	310
		北御牧	120	佐久町	320	小海	200	爾牧	100
		更埴	1,650	坂城	1,310	戸倉	255	御代田	120
東 信 目 額 1950万	17,769 (91.1%)	青木	100	武石	100	長門	100	真田	300
		和田	100	川上	100	丸子	700	立科	200
		松本	24,191	大町	740	塩尻	500	明科	300
中 信 目 額 3900万	28,464.18 (73.0%)	池田	230	木曾福島	301	木曾中部	140	南木曾	236
		四賀	70	奈川	20	梓川	201	木祖	110
		松川	120	穂高	600	楡川	121.18		
飯 沼 目 額 1300万	18,305 (125.4%)	下諏訪	650	茅野	2,240	飯 沼	4,300	岡谷	2,800
		富士見	60	原	55	大口	6,200		
飯 伊 目 額 1300万	6,327.5 (48.7%)	飯 田	4,620	飯 島	170	高森	125	阿南	130
		根羽	35	平谷	20	飯合	20	下条	100
		兩信濃	100	大鹿	27.5	荒木	20	伊 那	100
		阿智	140	清内路	20	上 野	170	阿智	140
計	223,892.18 (143.5%)							上	20
								中央会	300

企業・団体名	申出金額	備考	企業・団体名	申出金額
八十二銀行	120,000千円	別に社員分12,000千円	長野県自動車販売店協会	15,000千円
長野県信用金庫協会	60,000		信濃毎日新聞	4,000
長野県信用組合協会	20,000		信越放送	6,000
長野銀行	20,000		長野放送	5,000
長野県銀行協会	12,000		長野県薬剤師会	5,000
農 協	20,000		長野県歯科医師会	8,000
長野県医師会	15,000		JR	10,000
生命保険	5,000		NTT	20,000
損害保険	5,000		商工組合中央金庫	500
中部電力	20,000		長野エフエム放送	1,000
関西電力	10,000			
東京電力	10,000			
計	391,500 (113.2%)			

申出金額合計 619,692,180円 (123.9%) (八十二4,000万円含む)
 今後申出見込額 7,000,000円
 計 626,692,180円
 入金状況 512,377,287円 (1月18日現在)



1 県外基金応借入金状況 (平成9年1月23日現在)
(単位:百万円)

区分	目標額	応借額(A)	納入額	全見込額(B)	計(A)+(B)
銀行	237	77	67	43	120
財政課 1	240	109	102	66	235
財政課 2	186	8	1	170	186
県庁	263	108	93	108	216
総務部関係	77	44	42	36	80
衛生部関係	14	4	1	7	11
商工部関係	73	35	29	10	51
農政部関係	41			19	19
林務部関係	10			10	10
住宅部関係	13	6	3	4	10
企業局関係	8	5	5		5
教育委員会関係	27	14	13	16	30
招致委員会	78	11	10	37	48
県人会	145	29	22	37	66
大阪	91	13	7	15	28
名古屋	44	11	10	22	33
東京	10	5	5		5
長野市	29	23	22		23
アポロ	13	11	10		11
その他	1	1	1		1
合計	1,192	437	328	469	906

2 協力金基金応借入金状況

区分	目標額	応借額(A)	納入額	全見込額(B)	計(A)+(B)
協力金対応の基金	500	620	512	7	627
県対応の基金	78	2	2	56	58
総務部関係	14	1	1	12	
社会部関係	5	1	1	8	
商工部関係	59			36	
合計	578	622	514	63	685

* 財源充当可能額 $685 - 70 = 615$
[$70 = 30$ (62年度充当済額) + 40 (八十二銀行)]



長野県スポーツ振興協力会募金目標配分表

地区、企業、団体名	募 金 目 標 額		備 考
	当初目標額 3億円	修正後目標額 5億円	
北 信 地 区	55,000,000 円	71,500,000 円	
東 信 地 区	15,000,000	19,500,000	
中 信 地 区	30,000,000	39,000,000	
諏 訪 地 区	10,000,000	13,000,000	
飯 伊 地 区	10,000,000	13,000,000	
小 計	120,000,000	156,000,000	
(株)八 十 二 銀 行		120,000,000	
長野県信用金庫協会		50,000,000	
長野県信用組合協会		20,000,000	
長野県銀行協会(相互銀行含む)		20,000,000	
長野県農協中央会		20,000,000	
電 力 各 社		30,000,000	
長 野 県 医 師 会		20,000,000	
長 野 県 歯 科 医 師 会		15,000,000	
長 野 県 製 剤 師 会			
生 命 保 険 会 社			
損 害 保 険 会 社			
報 道 (信 毎、民 放 3 社)		20,000,000	
長野県自動車販売店協会		15,000,000	
N 丁 T		10,000,000	
J R		10,000,000	
八 日 会		50,000,000	
小 計	180,000,000	400,000,000 (344,000,000)	
合 計	300,000,000	556,000,000 (500,000,000)	

※ ()内数字は、修正時の目標額。

財界募金についての打合せ (報告書)

1 日 時 1月9日(火) 16時
 2 場 所 岸記念体育会館
 3 出席者 JOC及び体協： 榊見総務部長 安部会計課長
 招致委員会： 西田、酒井、那須、中沢
 (報告者 中沢)

- 1 基本計画について
 - (1) 募金受入窓口を長野冬季オリンピック招致委員会として、募金については、特定公益増進法人に指定されている日本体育協会の免税適用を受ける。
 - (2) 募金対象については、業種別募金とせず、企業別募金として欲しい。
 - (3) 募金目標額、対象企業については、招致委員会で決定して差し支えない。目標額の上限はない。また対象企業の変更等も差し支えない。
 - (4) 募金の基本計画については、日本体育協会へ申請すること。なお、その際は、JOCの副申が必要である。
 - (5) 管理経費は地方公共団体で負担し、事業費の不足分について寄付金を充当することを明確にする必要がある。
- 2 事務手続きについて
 - (1) 基本計画に趣意書等とJOCの副申書を添付して、日本体育協会に申請すること。(免税募金の手引きを参照)
 - (2) 日本体育協会は、財務委員会及び理事会に諮り承認を決定する。なお、この決定により手数料3%の免除を受けることが可能。
 - (3) 日本体育協会の承認書の交付により、募金活動の開始が可能となる。急ぎの場合は専決もありえる。
 - (4) 募集期間の設定、精算方法を予め決めておく必要がある。

- 3 その他
- (1) 募金は招致委員会口座で受入(仮領収書)、日本体育協会口座へ振り込み(免税領収書)、手続き終了後交付金として招致委員会へ交付される。
 - (2) 特定公益増進法人への寄付金の免税額は、通常の法定寄付金の免税額の倍額まで認められる
 - (3) 招致委員会に募金特別会計を設ける必要がある。
 - (4) 募金依頼書とともに募金趣意書を作成し、企業の担当者が募金目的を理解できるように努める必要がある。
 - (5) 申請事務については、日本体育協会が指導する。もし長野で作成する場合は職員を派遣してもよい。但し費用は招致委員会が負担。
 - (6) 寄付企業に対する取扱(処遇)について検討する必要がある。

[参考]

「国民スポーツ振興資金」募金
 実施主体： 日本体育協会
 スポーツ振興資金財団
 業種別企業募金
 募金方法： 昭和35年から現在まで
 実施年度： 3億5千万円
 募金目標： (昭和57年度からの年度目標)
 実績： 昭和63年度 2億2千万円